

平成20年度施政方針

知名町長 平安 正盛



1 《はじめに》

西暦2008年、平成20年の第1回知名町議会定例会が開催されるにあたり、町政に臨む施政方針を明らかにすると共に、平成20年度の一般会計をはじめ各特別会計の予算案に係わる諸施策等を提案いたし、議会の皆さんをはじめ町民各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

19年度は「国営土地改良事業(地下ダム)」計画決定の記念すべき年を迎え、事業推進の拠点となる現地事務所の開所など沖永良部農業の飛躍的な発展に繋がる第一歩が記され、自然条件に左右されない安定的な農業用水の確保で農業所得の向上が期待でき、まさに”夢翔るまち 輝く未来”に向けた新たなステップへのスタートを切る決意の年でもありました。

こうした19年度を踏まえながら、本年度も引き続き「町政は、町民が幸せな生活を演じる(送る)ための舞台づくりである」ということを町政の基本理念とし、「人間・資源・財源」の三つのゲンを大切にしたい町政各般の施策に取り組んでまいりますので、皆様方のご理解ご協力をお願い申し上げます。

ところで、現下の国内外の政治・経済・社会を取り巻く環境は大きく変貌し、特に急速に進む情報化社会の中で、既成概念では解決できない様な状況となりました。一方、本町に目を転ずれば、大型事業の展開による公債費の増嵩や国・県の財政悪化に連動した財政の健全化、地方分権の推進による事務事業の見直し等の行財政改革、近年にない異常気象等の甚大な自然災害による農業への影響、並びに新たな農政改革への対応、少子・高齢化による新たな財政需要や医療・保健、福祉制度の改革等の新しい制度への対応など、様々な課題が生じました。また、積み残されたままの市町村合併の問題もその一つであります。

しかし、こうした様々な課題においても議会をはじめ町民の温かいご理解ご協力により、概ね成果が得られているか、或いは解決への方向付けがなされフローラル知名のテーマである「花ひらく 夢ひらく」町づくりができてきているものだと思います。また、16年度の奄美群島日本復帰50周年を期に制定された新たな奄美群島振興開発特別措置法も本年度が最終年度となり、21年度以降の延長に向けた新たな「地域の自立的発展」への展望を開くと共に、次の世代・新たな郷土建設に向けた次期「奄振法」への取り組みが必要かと思われまます。

休止中の市町村合併論議ではありますが、全国的な市町村合併の大きな流れの中で、県内では昨年度までに多くの地域で合併が進み、平成16年の96市町村から本年4月1日現在では18市24町4村の46市町村となります。本町としても平成16年度には沖永良部島合併協議会を設置し、合併の是非を含めて幅広く論議を行ったところであります。これまでの協議会において殆どの協議項目で合意に達しましたが、「役場の位置」の問題で両町の主張が平行線のままとなり、合併協議会は継続となったものの、活動は中断することとなり、未だ協議が再開できない状況であります。今後は、残された「新合併特例法」(平成17年4月施行)での2年間で、合併に向けた取り組みを行う必要があります、同時に県は合併構

想で「1島1自治体」の実現に向けた方針を示しています。こうした動きを踏まえながら本町としても期間内に合併協議会を再開いたし、最も重要且つ今日的課題である合併に関して十分に議論する必要がありますが、沖永良部島全体が一極集中を避けた「均衡ある発展」ができるような方向で、且つ将来にわたって悔いのない選択を行い、住民に理解が得られるように務めなければなりません。

しかし、市町村合併の全国的な動きを見ますと、地方分権一括法が施行された平成11年度当時の3,232市町村から、本年3月には1,795市町村(市=783、町=817、村=195)と市町村数もほぼ半減するなど、国としても一応の成果が得られたものと判断すると共に、しばらくは合併の動きも鈍化することが予想されることから、今後は合併市町村の成果を検証しつつ、合併市町村の行財政の推移を見守る方向になりつつあります。従って、本町としてもこの様な動向や住民の意向を見極めながら、合併の議論を性急に進めることなく、慎重に議論を深めていきたいと思えます。

この様に、多くの課題や財政問題等が山積している状況に鑑み、昨年度に引き続き本年度も大きな歴史的課題を抱えた重要な年であり、本町の将来にとってここ数年は重大な転換期ともなる年であることを強く認識しているところであります。

この事を踏まえ、20年度の当初予算においては、基本的にはこれまでと同様に「人間」「資源」「財源」を大切にす町政の推進を基本に、限られた財源を有効且つ効率的・重点的に配分し、豊かで住みよい明るい町づくりに努め、「輝く知名町」建設に向けた予算編成としながら、前述の本年度の大きな課題に対しても最大限の措置を講じることに努めました。

ところで、国内経済は景気の回復・拡大しているとはいえ、地方では景気拡大の実感を感じることができず、逆に都市・地方間に加えて地域間の格差が拡大しているのが現状であり、以前にも増して国及び地方財政は厳しく、長期債務の増加による恒常的な財政の硬直化、それによる公共事業の見直し、そして地方分権への移行等をはじめ、地方を取り巻く状況は厳しい情勢となり、同様に本町の行財政も依然として厳しいものがあり、更なる行政改革の強力な推進と財政の健全化への取り組みは大きな課題であり、その面において職員の意識改革と効率的な行財政の運営は強く要請されるところであります。

16年度を初年度とした「国と地方の税財政改革」いわゆる『三位一体改革』である税財源の移譲、国庫補助負担金の削減、地方交付税の大幅抑制等により地方自治体の財政は疲弊する状況となりました。また、昨年度の税財源の移譲を見ても分かるように、税財源の乏しい地方・過疎の自治体にとっては一段と厳しい改革となり、各自自治体とも自主財源の確保に苦慮しているようであります。

町長就任以来、本年度で11回目の予算編成となりましたが、昨年同様若しくは昨年以上の厳しいと云っても過言でない財政状況であり、限りある自主財源の確保やその他の財源の最大限の見積もりをもって、所要財源の確保は厳しく、かつ経常経費の大幅抑制を行っても財源不足となり、結果は昨年に引き続き特別職報酬や議会議員の手当等の更なるカット、職員の特地勤務手当の廃止等の見直しと云った措置を講じないと予算編成できない状況でありました。

2 《国並びに県の予算》

国においては、小泉内閣で「構造改革なくして景気回復なし」をテーマにスタートした「骨太方針」も第7弾となり、構造改革とデフレ克服の両立を目指した取り組みで、景気も回復そして拡大状況という成果を生み、国の税収は大幅な伸びを示す程となりましたが、最近に至っては「緩やかな回復」の傾向にあり、景気判断も下方修正となり、回復を続けた国内景気に減速感が強まりつつあります。

国税収入はこれまでの景気の回復・拡大による増収傾向にあり、前年度当初比16.5%増と過去最大の増額幅となっていました。昨年からの景気停滞感の中で税収の伸びも鈍化しており、また税源移譲等の税制改革の影響もあり、本年度は当初予算比で0.2%増に止まっています。また、歳出削減の効果もあるために国債の新規発行が4年連続で減額となったが、小幅に止まったために国債依存度は依然として高く、歳入全体の30.5%を占めており、20年度末の国債残高は553兆3,000億円で、前年度末に比べ微増の見込みであります。その結果、国の一般会計予算総額は83兆613億円で、対前年度比0.2%増となりましたが、これまでの「三位一体の改革」等を柱とした構造改革の影響によ

る地域間格差等が生じ、深刻な財源不足に陥ってる自治体にとっては、充分とは云えないが「地域活性化対策」等地方へ配慮した予算編成となっていると思われます。

国「骨太方針2006」と「経済財政改革の基本方針2007」の予算編成を受け、20年度の地方財政規模は83兆4,014億円となり、前年度比0.3%増と6年ぶりの増額となりますが、本年度新設された交付税の特別枠「地方再生対策費」4,000億円を除くと、結果的には前年度比0.2%減となります。なお、本年度も前年度に引き続き通常収支の財源不足が生じており、その額は5兆2,476億円(前年度=4兆4,200億円)と見込まれ、平成8年度以降12年連続して財源不足が生じる事となり、前年度と同様な補てん措置が講じられる事となりました。

また、現行の地方交付税制度の中で、事業費補正や段階補正係数が高い比重を占めていますが、「三位一体の改革」で地方や過疎地域への優遇を含め交付税の配分見直しなどにより、地方分権や行財政改革の進捗状況を勘案しながら、人口規模の小さい町村においては前年度にも増して交付税の減が予想されますが、一方では前年度から導入された面積・人口を単位とする「新型交付税」も加わり、交付税の総額は自治体への配分額で15兆4,100億円となり、3年ぶりの増額で、先に述べましたとおり「構造改革路線」で拡大した都市と地方の財政力格差の是正に若干は配慮されることとなりました。また、地方税偏在による財政力の弱い自治体に対し、地方と都市の「共生」の考え方の下、税収偏在の是正による財源を活用して、地方が自主・主体的に行う活性化対策に必要な経費に充てる「地方再生対策費」が創設され、総額で4,000億円計上されました。地方への配分に当たっては人口や第一次産業就業者数、耕地面積、高齢者比率等を基準としており、総務省の試算によると本町への配分は5,500万円が見込まれています。

こうした国の方針を受け、本町における本年度の交付税の配分見込み額は平成12年度以来8年ぶりに増額となり、総額で約5%増の25億2,652万7千円計上いたしました。なお、普通交付税においては前年度の「頑張る地方応援プログラム」や行革効果等による増額、並びに算定要素による増減等を考慮し、とりあえず前年度交付額と同額を計上することといたしました。しかし、景気回復の停滞気味等による地方財政を取り巻く状況は依然として厳しいものがあり、また本町の人口が減少傾向にあると共に、少子・高齢化が進む状況下にあっては、引き続き行財政改革の推進や自主財源の確保等に取り組む、財政の健全化を図りながら地域の活性化対策を講じる必要があります。

一方、鹿児島県においても経済財政運営と構造改革に関する基本方針(骨太方針)2006に沿って、歳入・歳出一体改革に取り組むことによると共に、平成17年3月策定の「県政刷新大綱」に基づくことにより、一般会計で7年連続マイナス予算となる7,722億4,800万円(対前年度2.5%減)で、昨年に引き続き8,000億円台の大台を割り込み、1992年以来16年ぶりの緊縮型予算となっています。なお、県債は全体の約13.6%にあたる約1,054億円で、20年度末の県債残高は1兆6,118億円になる見込みであります。内容としては「環境、食料、医療・福祉」の三つを重点施策として、一般会計で約157億円の財源不足と試算されている中での予算編成を行い、持続可能性・産業おこし・鹿児島おこしの3挑戦を着実に推進するため、「改革継続、実行予算」と位置づけ、県債残高の減少の一方で基金の繰入れ等の措置を行い、①持続可能な財政構造の構築、②安心して暮らせる社会づくり(医療・福祉)、③安心・安全な社会の形成と県土づくり、④地域にやさしい社会づくり(環境)など10本のテーマに基づいた施策が盛り込まれています。また、昨年度の機構改革で設置された「地方振興局(支庁)」単位で1億1,000万円を配分し、県単事業として各地域の活性化を図ることとしており、本町でも住吉暗川整備に充てられる予定となっています。

奄美関係では、①現行奄振法の最終年度としての課題解決や21年度以降の延長に向けた今後の振興策の検討、②世界自然遺産の登録に向けた取り組み、③離島地域出産支援事業の創設、④県立奄美図書館開館の準備、⑤広域緊急用ヘリポート建設(奄美市)、⑥農地・水・環境保全向上対策の支援などの事業が展開される予定であります。その外、歳出においては人件費の抑制(特別職や職員の給与カット)等の義務的経費の削減や県単補助事業の大幅見直しに務める一方、普通建設事業などの投資的経費は減額としながら、伊藤県政のマニフェストで示した各種新規事業の導入などの対応に取り組む事となっています。

ところで、現行奄美振興法の最終年度となる「奄美群島振興開発事業」は、公共事業で299億7,800万円(前年度対比96.8%)、非公共事業で4億5,600万円(前年度対比99.2%)の、総額304億3,400万円と概ね概算要求に近い額が確保され、同時に課題となっていた自立的発展を目指した「事業のソフト化」に重点が置かれ、計画策定においても市町村が主体となった制度への転換がなされました。なお、主な事業として県道等の道路網の整備をはじめ農業基盤整備、公共下水道並びに農業集落排水事業、奄美農業創出支援事業(平張りハウス施設)等が予定通り進められる事となりました。同時に、次期奄振計画の実現に向けた全郡的な取り組みや、これまでの事業の成果を検証すると共に延長に向けた施策の検討のための総合調査を前年度に引き続き実施することとなりました。また、農業農村整備の推進で国営土地改良(地下ダム)事業が昨年度から事業着手となり、2年目の事業費として18億円と大幅な事業費が計上されています。前年度に引き続き事業実施に向けた設計業務の仕上げと、着工に向けた法手続きの推進、送水管の敷設工事の開始、沖永良部水利事務所の職員の増員等であると共に、ダム軸本体周辺の用地確保に向けた支援体制の拡充、上水道の代替水源地整備の準備等に取り組むこととなっています。

なお、平成23年7月に完全移行する地上テレビ放送デジタル化への対応については、総務省で「地域情報通信基盤整備推進交付金」事業が前年度に創設され、中ノ島以南の基幹中継局5カ所の整備に取り組むこととなり、本年10月頃には知名中継局でも試験放送が開始される予定となっています。

3 《町政の課題等》

①行財政改革の推進・強化

本町においては、11年度に「第二次行政改革大綱」を改定し、事務事業・組織機構の見直し、給与・定員の適正化などを推進し、町民の多様なニーズに即応しつつ、活力に満ちた魅力ある地域社会づくりに取り組んできたところでありますが、十分な成果が得られてないのが実状であったため、同時に現下の経済・社会・政治情勢や国や県の諸施策、特に三位一体改革や地方分権の推進等に呼応すべく、新たな行財政改革が急務となり、一昨年4月から第三次行財政改革をスタートさせたところであります。特に今回は「集中改革プラン」を策定するなどして、それぞれの年度において数値目標を明示し、その実効性を高めることといたしました。

第三次行財政改革の主な内容は、『事務事業の見直し』、『組織機構の見直し』、『定員・給与等を含めた人件費の見直し』、『人材の育成並びに確保、職員の政策形成能力の向上』、『情報化の推進等による行政サービスの向上』、『補助団体等の自主的運営の推進』等であります。職員をはじめ関係機関はもとより議会や町民のご理解とご協力を頂き、職員数の減等による人件費の抑制、課の再編統合、職員の資質向上のための研修体制の拡充等、これまでも各部門において一応の成果が得られたものだと思います。

こうした観点に立って、本年度も引き続き「集中改革プラン」に基づき『新たな事務事業に対応した職員の配置を配慮しながら、職員実数の年次的な縮減』、『上記に対応した組織機構の見直し』、『職員の資質の向上』、『各種公共施設の管理運営体制の効率化等既存施設の有効活用(指定管理者制度の導入)』、『経常経費の縮減』等々を本年度も本町の大きな課題として、積極的に実行することとしております。この事は、今後の「集中改革プラン」の実行も含めて市町村合併の問題に拘わらず取り組み、行財政改革大綱の趣旨を最大限に尊重しながら年次的に実効性のあるものに致したいと思っております。同時に、「改革の最大のポイントは職員の意識改革にある」ということの観点から、職員においても常に大綱を確認し合いながら、それぞれの目標設定を行い、果敢な取り組みをお願いいたしますところでもあります。

このことは、財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率が17年度よりは改善されましたが、依然として高い状態で推移しており(14年度=96.4、15年度=95.8、16年度=98.5、17年度=101.0、18年度=99.3)、類似団体=96.9を大中に上回るなど、本町においては特に喫緊の課題でありますので、行財政改革の推進を通じて経常収支比率の改善(通減化)に努めたいと思っております。

②財政の健全化について

本町は、以前からの大型プロジェクト事業の推進等による公債費の増嵩で、依然として厳しい財政状況に変わりはなく、引き続き公債費負担適正化計画に取り組むと共に、行財政改革の推進と一体となって更なる強力な取り組みが必要であり、予算編成に当たっては、この事も重要な課題であります。

平成18年度から新たな財政指標として導入された「実質公債費比率」でも、本町は非常に高く(21.5%)、類似団体平均の15.1%を大きく上回り、地方債を発行するには国の許可を要する18%以上の団体となっています。同時に、前述の財政の弾力性の指標である経常収支比率(99.3%)の適減化に向けた取り組みも必要であり、また昨年成立した「自治体財政健全化法」で示された新しい財政指標の数値基準が20年度決算から適用され、本町は「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債比率」「将来負担比率」の4つの指標においても高い数値を示しており、更なる財政の健全化に向けた対策が必要となります。従って、第4次総合振興計画を踏まえながら歳入見込みの的確な把握と自主財源の確保の徹底と併せて、町債への依存度の抑制や経常経費の節減、事務事業の徹底した見直し、職員定数の適正化等による歳出の抑制を行い、財源の重点的・効率的配分により、最小の経費で最大の効果が得られるように努めることが肝要であります。

以上の各財政指標を踏まえながら予算編成を進めた結果、平成20年度の予算は、一般会計で総額4億4,500万円に対前年度比3.5%の減となりました。

本年度予算の特徴としては、国の三位一体改革の関係で税源移譲等があったものの、税財源に乏しい本町の地域経済では大きな期待もなく、また国庫補助金等の減や交付税制度の見直し等があった為に、自主財源が前年度より約2ポイント減の21.8%となり、一方、依存財源が2%伸びの78.2%となり、前年度と比べ依存財源が伸びる結果となりました。

こうした財政構造の硬直化を打開するためには、スクラップ&ビルドやサンセットといった行政評価の基本ルールに則り、行財政改革の強力な推進と併せて自主・自立・自興の意識を前年度に引き続き住民側にも必要に応じ要請する等、共生・協働の社会づくりに向けた意識改革も大きな課題となっております。特に、国の三位一体改革が進められた結果、国庫補助負担金や地方交付税の大幅な増加が望めない状況であり、更なる行政の効率化・スリム化に向けた行財政改革プログラム「集中改革プラン」の強力な取り組み等、財政の健全化を図る必要があります。なお、本年度の税制改正で「控除対象寄附金」の拡大が予定されており、現行の所得控除方式から税額控除方式に改められるのを機に、自主財源の確保の観点から本町出身者や知名町ファン等幅広い方々から「ふるさと寄附」を募り、「ふるさとづくり基金」の活用で町の活性化を図りたいと思います。

本年度は特別職報酬の10%カット、議会議員のご理解による期末手当の20%カット、職員の特地勤務手当の廃止、区長報酬の3%減額等、人件費全般にわたっての見直しが実施される予定で、今議会に関連議案を提出いたしました。こうした取り組みの積み上げによって捻出された財源で、町の活性化に向けた単独事業の導入、新規事業への重点的配分等を行い、新たな行政需要への対応が図られるものであります。

③市町村合併について

知名・和泊・与論三町での合併協議会の解散を経て、新たに知名・和泊両町での「沖永良部島合併協議会」で合併の論議を重ねて参りましたが、殆どの協議項目については合意に至ったものの、基本項目の一つである「役場の位置」については両町の主張が平行線のままとなり、新合併特例法の下で改めて協議することとしたものの、昨年一年間も両町の諸般の事情等もあり、再開されることなく経過いたしました。

県の「一島一自治体」の方針も示されている情勢の中では、早い時期に協議会を再開し、議論を深めて悔いのない選択をする必要を痛感いたしますが、全国的に合併の動きも鈍くなると共に、合併した市町村の合併効果の検証の必要性、道州制の検討などの情勢の下では性急な決定は避けるべきだと思います。

④農政改革への対応

平成17年度に決定された「新たな食料・農業・農村基本計画」に基づき、担い手の経営に着目した新たな「品目横断的経営安定対策」と合わせ、環境保全を重視しつつ農地・農業用水などの地域資源を保全向上させる農地・水・環境保全向上対策が前年度から本格的に実施されることとなり、各集落で活発な活動が展開されています。特に、国は19年度から導入されたサトウキビ等の新しい助成制度である「品目別経営安定対策」は、地域の基幹作物であるサトウキビの安定生産と生産費の低減化を一段と進めるため、一定の基準を満たした生産者や受託組織に新たな仕組みで助成する制度（交付金制度）となりました。

農家の減少や高齢化が進む中、担い手農家を育てるため、認定農業者や一定規模の条件を満たす農家を助成対象とすることを目的としており、この制度は3年間に限り小規模・零細農家が多い現状に配慮し、幾つかの特例を設けて柔軟に対応する事となり、制度の受け皿となる全農家で構成する「きび部会」が設立され、全てのサトウキビ耕作農家が救われました。また、事務手続きや交付金の支払い時期等も問題が有りましたが、JA等関係機関の支援で一応解決することとなりました。しかし、この制度も3年間の暫定措置となっていますので、今後は集落営農の組織化に向けた取り組み、農作業受託組織の強化、農地集積の推進、認定農業者の増加等に取り組む予定であり、それに伴う関係職員の育成・確保も必要かと思われます。ただ、国において加入要件の緩和について市町村による弾力的運用の方向で検討されており、その実現を期待するものであります。

⑤町民の健康増進並びに医療体制の充実

我が国における高齢化や生活様式の多様化による疾病構造の変化に伴い、国民医療費が年々増大すると共に、介護保険制度の創設など保健・医療・福祉を取り巻く環境は大きく変貌いたしました。その中で、国民の健康の増進の重要性が増大しており、健康づくりや疾病予防を積極的に推進するための環境整備が要請されました。これを受け国は「健康日本21」を策定し、平成14年度に「健康増進法」を制定すると共に、本年度から「後期高齢者医療保険制度」の創設や「特定健診・特定保健指導」の導入をすることとなりました。

本町としても、これまで関係者の研修や集落での説明を行い、制度の周知徹底を図ってまいりましたが、今後も制度の円滑な推進を図るために組織体制の充実や所要財源の確保に努め、町民の健康増進と医療・保健・福祉制度の長期的安定に向けた取り組みを行います。

以上、5つの大きな課題が挙げられますが、これらの事務事業の円滑な執行が図られるよう万全の体制で臨むと共に、国並びに県・関係機関とも緊密な連携を図りながら、フローラル知名のテーマである「花ひらく・夢ひらく町」となり、豊かで・明るく・住みよい町づくりに努めます。

4 《むすび》

以上、平成20年度当初予算の編成に当たって基本方針を述べました。この基本方針を踏まえて、本年度の一般会計予算案は44億4,500万円(対前年度比3.5%減)と定め、各特別会計(〔表1〕参照)についても所要額を計上いたし、厳しい中でも、事業の必要性並びに緊急度等を勘案しながら、事業内容や積算等において十分精査し、町の活性化に向け適切な予算編成に努めました。

平素から私が申し上げてまいりますとおり「町政は、町民が幸せな生活を演じる(送る)ための舞台づくりである」ということであり、そのためには『人間(ヒト)・資源(モノ)・財源(カネ)』の3つのゲンを大切にしながら町政を進めるということでもあります。

結びに当たって、20年度も引き続き議会をはじめ関係機関はもとより、町民のご理解とご協力をお願いいたし、厳しい行財政の環境にありつつも、本年度の更なる発展のために最大限の努力を傾注したいと、決意を新たに致すところであります。

《具体的な施策について》

1 豊かな町づくり…産業の振興

- ①基幹作物のサトウキビを中心に、花卉・園芸・葉たばこ等の畑作振興と畜産との複合経営による農家所得の安定・向上対策
 - 集中脱葉施設の設置(資源リサイクル畜産環境整備事業)(新規)
- ②基盤整備並びに畑かん(県営・国営)事業等の推進
 - 継続地区の早期完成に向けた事業の推進
 - 新規地区の事業導入＝畑総事業の第一西原地区
 - 国営土地改良事業推進に向けた取り組み(円滑な工事推進への支援、営農推進体制の設置)
 - 基地周辺障害防止事業「宝田ダム」の本格着工
 - 農業の基本である「土づくり」の推進
 - 中山間地域総合整備事業(屋子母地区)の導入(新規)
 - 畑地かんがい推進モデル事業の導入＝正名地区(新規)
 - 農地、水、環境向上対策事業の推進
 - 瀬利覚～芦清良海岸の県単防災林事業の推進
- ③かごしまの農林水産物認証に基づく「食の安全・安心」に対応した環境保全型農業の推進
- ④農地の集積化による規模拡大農家の育成
 - 認定農業者組織の強化並びに農地流動化の促進
 - きび部会や営農法人(さとうきび営農法人)の組織強化
- ⑤奄振事業での「営農用ハウス」施設(2地区)並びにコバレイショ収穫機の導入
- ⑥新規就農支援システムの確立
- ⑦地域資源を活かした特産品の開発
 - 「地産地消運動」の推進並びに「食農教育」の推進
 - 特産品の研究開発と販路の拡大
- ⑧商店街の活性化と商工会の育成強化

2 幸せな町づくり…福祉の向上

- ①少子・高齢化社会に対応した各種福祉対策の推進
 - 育児支援対策としての「出生祝金」制度拡充の検討
- ②高齢者の生きがい並びに健康づくり対策の推進
- ③新しい介護保険制度の円滑な運営とサービスの充実
 - 介護サービスに加え「介護予防サービス」等による給付事業の充実
 - 地域包括支援センターの機能充実
- ④保健・医療・福祉の連携による町民の健康増進対策
 - 医療保険制度の改革への対応
 - 後期高齢者医療制度への対応
 - 少子化対策における母子保健施策の充実
 - 特定健診、特定保健指導體制の充実(新規)
- ⑤障害者福祉対策の充実
- ⑥少子化社会における保育所運営の在り方の検討
- ⑦あまみ長寿・子宝プロジェクト事業との連携

3 人づくりは町づくり…教育の充実

教育委員会と連携しながら

- ①地域に開かれた学校の機能を備えた校舎の整備、並びに耐震対策

- 知名小学校校舎建替えに向けた耐力度調査の実施(新規)
- ②学力向上の推進と生徒指導の充実
 - 指導法改善に努め、基礎・基本の定着に努める
 - 「共汗と共感」を実践し、心と心が響き合う人間関係を培う
 - 郷土の文化や自然・産業に親しむ総合的な学習を工夫する
 - 特別支援教育支援員の配置(新規)
- ③少子化社会における幼稚園の在り方の検討(幼保一元化等の検討)
- ④「教育・文化の町」宣言による各種施策の推進
 - 既存施設の活用による生涯学習環境の整備と人材の育成
 - 「あしびの郷・ちな」の利用促進
 - 大島地区生涯学習推進大会の受け入れ(新規)
- ⑤郷土の伝統芸能と文化の継承(地域博物館構想の推進)
 - 地域博物館構想の具体的な検討(奄美ミュージアム構想事業との連携)
 - 家庭・地域にある「宝(文化財)」の活用
 - 埋蔵文化財の発掘調査(住吉貝塚の保存事業＝用地購入)(新規)
 - 住吉暗川の環境整備(新規)
- ⑥スポーツ活動の推進による地域の活性化

4 住みよい町づくり…生活環境の整備

- ①住吉地区農業集落排水事業の推進
- ②下平川地区農業集落排水事業の促進並びに供用の開始、処理施設の増設
- ③合併処理浄化槽設置の推進
- ④公共下水道事業の継続促進、田皆および下平川地区の農集排施設を含めた加入率の促進
- ⑤町営住宅＝新田皆団地の下水道設置工事
 - 上水道第3次拡張事業完了による事業の効率化及び次期計画の検討
 - 良質な水の確保(硬度低減化)と安定的な供給並びに水道事業の健全化
- ⑥廃棄物処理施設の整備充実とリサイクル社会の建設
 - 越山クリーンセンターのリサイクルストックヤードの完成に伴う紙類リサイクルの徹底、ゴミ減量化への取り組み
 - 下水道排出汚泥の再利用(堆肥化)施設の活用
- ⑦「知名町省エネルギービジョン」に基づく省エネ対策の推進
- ⑧交通(道路)・通信体系の拡充
 - 幹線町道の整備並びに県道整備の促進・継続並びに新規事業への取り組み(屋者～下平川線、知名～正名海岸線、瀬利覚名畑線、小米～古里線＝舗装)(県道:下平川地区改良、徳時地区改良、田皆地区の測量設計)
- ⑨大山の森林機能(水源涵養、保養等)の保全対策
- ⑩防災対策の強化＝知名漁港高潮対策事業
- ⑪沖永良部バス企業団の経営改善対策
- ⑫宝くじ・コミュニティ助成事業の導入

5 元気がある町づくり…財政基盤の強化

- ①財政の健全化に向けた行財政改革の推進
 - 「集中改革プラン」等に基づく組織機構の見直し
 - 情報システムの再構築による電算化の推進及びIT社会への対応
 - 地方分権に対応する職員の研修体制の充実等による資質の向上
 - 農政分野で県との職員人事交流の実施(新規)

②自主財源の確保

○町税や分担金、住宅使用料等の徴収率向上対策(収納対策の強化)

○町有財産の活用(財産管理の強化)

③「ふるさと寄附(納税)」によるふるさとづくり基金の活用(新規)

④定住人口並びに交流人口の増加対策

⑤公共施設の指定管理者制度の活用検討

6 財政の健全化並びに地方分権推進に対応した共生・協働社会づくりの推進

〔表1〕20年度各会計予算(水道事業会計を除く)(単位=千円)

会 計 名		予 算 額	対前年比
一 般 会 計		4,445,000	▲ 3.5
特 別 会 計	国民健康保険特別会計	1,082,889	0.4
	老人保健特別会計	74,645	▲91.5
	介護保険特別会計	633,777	5.6
	後期高齢者医療特別会計	78,523	新 設
	奨学資金特別会計	19,161	9.0
	国民宿舎特別会計	59,609	▲ 8.0
	公共下水道事業特別会計	510,460	61.6
	農業集落排水事業特別会計	778,632	1.0
	合併処理浄化槽事業特別会計	23,673	▲ 8.6
	小 計	3,261,369	▲13.2
合 計		7,706,369	▲ 7.8